

西東京市地域公共交通計画策定方針について

1 検討経緯

市の交通施策の取組方針を示す「西東京市交通計画」（平成 26 年 3 月）の計画期間が令和 6 年 3 月 31 日で満了を迎えることから、引き続き計画に基づいた施策に取り組むため、新計画策定の方向性を整理しました。

新計画を現行計画と同様に特段法律等に規定のない独自計画とするか、法律（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律。以下「活性化法」という。）に位置付けのある「地域公共交通計画」とするか検討を重ね、10 年間の社会・交通環境の変化、現行計画の課題などを踏まえ、将来的に直面する可能性が高い課題へ対応する体制を確保するため、「地域公共交通計画」を策定することとしました。

2 地域公共交通計画について

(1) 地域公共交通計画とは

地域公共交通計画は、地域の移動ニーズを踏まえ、自治体が関係者と協議しながら、将来の公共交通のビジョンと実現に向けた事業体系を示す公共交通のマスタープランであり、地域にとって望ましい公共交通の姿を示すものとされています。

人口減少、高齢化の一層の進行、担い手の不足、公共交通維持のための公的負担の増加、新型コロナウイルスの影響による利用者の減少などの課題に対応し、地域の暮らしを支え、豊かで暮らしやすい、個性や活力のある地域をつくる上で欠かせない存在である「移動」を確保するための計画となります。

(2) 活性化法の改正と補助制度の適用

令和 2 年の法改正に伴い「地域公共交通計画」が規定され、また策定が自治体の努力義務となりました。

バス路線などのネットワーク確保・充実に加え、タクシー、鉄道等の地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込めるものとなっています。

また、補助金等の従来の支援制度が、計画と連動し、今後、地域の旅客運送サービスの支援制度を活用するためには、地域公共交通計画に位置付けることが必要となっています。

現時点で、西東京市は支援制度を活用していませんが、地域公共交通計画を策定することで、今後の支援制度の活用にあたり、速やかに対応することができます。

3 策定に向けた協議について

地域公共交通計画の作成にあたり、活性化法に規定する「協議会」において関係者間の協議を経ることが示されていますが、一方で、道路運送法の規定により設置する「地域公共交通会議」を活用して協議することが可能とされています。

そのため、西東京市では、「西東京市地域公共交通会議」において、地域公共交通計画の内容についてご協議いただき、策定してまいります。

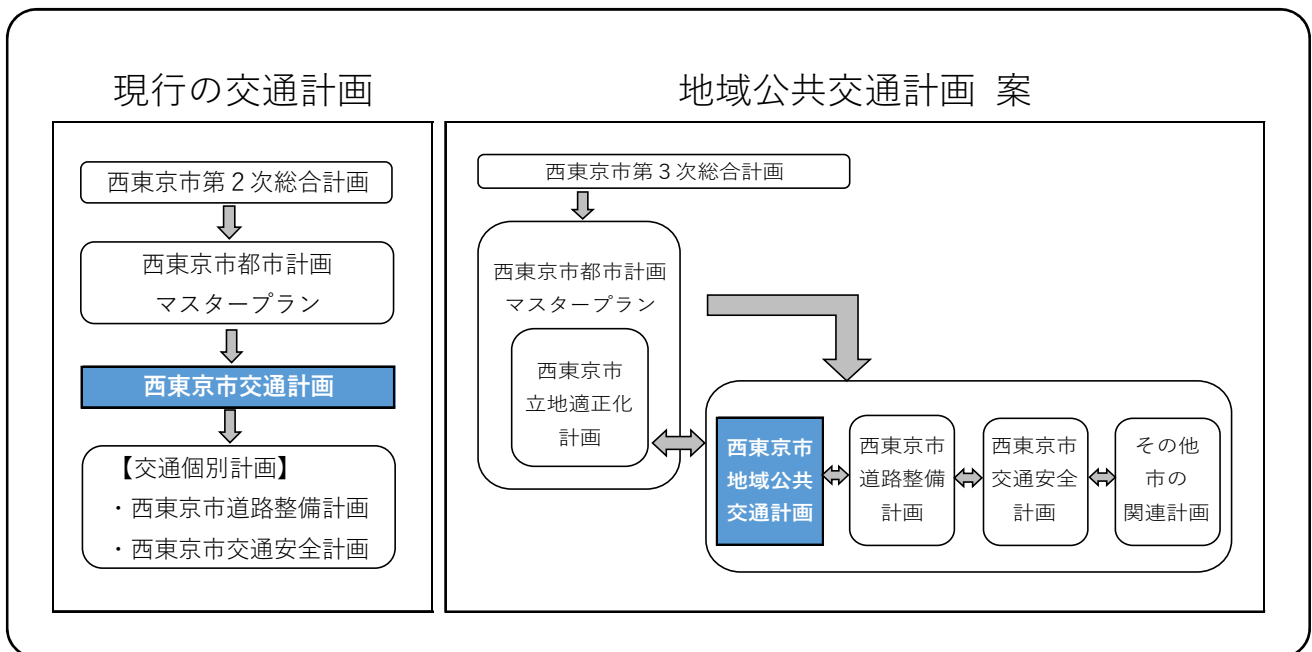
4 西東京市における地域公共交通計画

(1) 上位・関連計画との関係

西東京市における地域公共交通計画は上位計画（総合計画、都市計画マスタープラン）や、関連計画（道路整備計画、交通安全計画等）との整合を図りながら策定します。

現行計画では、「交通基盤整備」に関する施策が事業体系の中心となっていますが、新たな計画では、「移動手段（公共交通）の利便性向上」に向けた施策を事業体系の中心に位置付けていきます。そのため、現計画で示している交通基盤整備の具体的方針については、「公共交通の利便性向上の視点における交通基盤の課題」や「望ましい姿」を示すなどにとどめる予定です。

しかしながら、上位・関連計画と整合し、かつ相互に有効な計画にするため、現行計画からの変更点の影響等については、計画策定にあたり組織した「庁内検討委員会」などを通して丁寧に調整していく予定です。



(2) 計画内容

西東京市における地域公共交通計画は、現計画と同じく計画期間を10年間とします。

市民の移動の理想の姿（「移動像」）を計画のゴールに位置付け、その実現に向けた取組として、今後10年間の基盤整備を踏まえた市内地域公共交通ネットワーク構築の取組や公共交通を補完する事業などを体系化していく予定です。

ネットワーク構築の基となる交通基盤の変化については、道路整備、交通安全対策等の関連計画と連動した内容とすることを想定しています。また、自転車の利用については、公共交通を補完する中心的な移動手段として計画に位置付けていく予定です。